平成２５年（フ）第３０６号
石川県河北郡津幡町字杉瀬ニ23番地１
破産者　濱中　清満
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
長野県茅野市宮川4885番地９
破産者　渡邉　康人
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３８５号
静岡県田方郡函南町桑原1300番地の399
破産者　加藤　康弘
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
静岡県三島市中島267番地の３
破産者　黒田　　毅
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
愛知県江南市木賀東町新塚159番地　ＤＵＰＬＥＸ国王100Ｂ102号
破産者　内田　貴士
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４２３号
愛知県安城市大山町１丁目11番地１　ファインプレストⅡ103、前住所愛知県安城市小堤町17番23号　グローリアス安城小堤町102
破産者　向井　忠夫
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目12番地９　ＮＫＵ中田102、開始決定時の住所愛知県岡崎市舞木町字天神越81番地３
破産者　加藤由紀子
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
愛知県豊橋市東幸町字大山164番地の34
破産者　松尾　正治
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９３号
愛知県豊橋市上野町字新上野68番地　１―２、従前の住所愛知県弥富市鰭ケ地１丁目110番地12
破産者　濱砂　幸由
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３０６号
滋賀県守山市伊勢町411番地１　サンハイム伊勢Ｂ―202号、前住所滋賀県栗東市下鈎1195番地74、前々住所札幌市手稲区稲穂三条２丁目６番38号サンローム214号
破産者　小橋　政之
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１７号
滋賀県甲賀市水口町山3858番地241
破産者　大橋喜代司
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４２号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目29番14―502号、前住所兵庫県伊丹市荻野２丁目７番地辰己マンション101号
破産者　待場　隆史
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６１号
和歌山市堀止南ノ丁３番32号シティハイツ堀止南201号、開始決定時の住所和歌山市西高松１丁目２番31号
破産者　田中　雅代
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９８号
和歌山県田辺市あけぼの８番５号、開始決定時の住所和歌山市有本821番地の18
破産者　オートガレージＦこと　岡本　朋浩
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１４号
和歌山県岩出市堀口77番地の１　203号
破産者　宮原　由積
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７３６号
広島市安佐北区亀山南３丁目20番７号
破産者　風呂川　勇
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８３号
広島市佐伯区五日市中央４丁目２番53―８号
破産者　内田　信也
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
広島県府中市阿字町1698番地
破産者　前田　公平
１　決定年月日　平成26年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係